

- 市街化区域への編入を検討する場合は、農林漁業及び自然環境との健全な調和を図りつつ、「都市づくりの基本理念」及び「留意事項」<sup>※</sup>に基づき行うものとする。
  - 市街化調整区域への編入（逆線）を検討する場合は、土地利用規制等の扱いが大幅に変わることに留意し、必要に応じて都市施設の規模等についても見直すものとする。

※ その他、都市計画関係法令、「都市計画運用指針」及び「都市計画と農林漁業との調整措置について」に基づくものとする

■ 留意事項

### (1) 上位計画との整合

- ・ 京都府総合計画、都市計画区域マスタープラン等の上位計画との整合を図りつつ、目指すべき  
都市の将来像の実現に向け、市町がその原案を作成し、府において必要な調整を行う

## (2) 農林漁業・周辺環境への配慮

- ・ 農林漁業との調整を図るとともに、周辺の都市施設の整備状況と整合を図る

### (3)市街化区域の規模

- ・市街化区域の規模は、無秩序に拡大することなく、目標年次における人口及び産業を適切に収容し、良好な土地の円滑な供給と、市街地の整備が計画的に推進できる適切なものとする

#### (4)既成市街地への配慮

- 既成市街地の整備に配慮しつつ、人口動向や土地利用動向及び社会経済情勢を総合的に検討する

## (5) 保留地区の設定

- ・都市計画基礎調査結果による見直し時点において、当該都市計画区域の市街地内人口等の目標値に相当する面積のすべてを具体的な市街化区域として設定することを要しない

#### (6)その他（脱炭素等）

- ・ 緑の確保等による環境負荷低減、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりに努める
  - ・ 身近な緑等のゆとりある生活空間、地域文化を反映した良好な景観の形成・保全等に努める
  - ・ 騒音を考慮した土地利用により、騒音問題の未然防止を図る
  - ・ 高齢者、障害のある人、子育て世帯等の誰もが活動しやすい都市構造の確立に努める

## 6 区域区分の目標年次

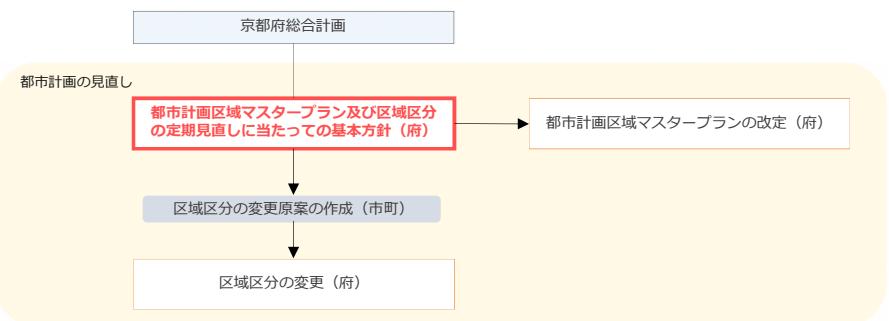
- ・ 令和 17 年（2035年）

1 背景

- ・ 京都府では、都市計画のうち「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、都市計画区域マスター プランという。）及び「区域区分」を定期的に見直しており、府南部地域においては、令和5年度を目指して第7回目の見直しを予定している。

## 2 基本方針策定の目的

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の採択や脱炭素社会の到来といった社会経済情勢の変化を考慮し、都市の健全な発展と秩序ある整備の一層の推進を図るため、農林漁業及び自然環境との健全な調和を図りつつ、都市計画区域マスター プラン及び区域区分の見直しを行うに当たり、各市町が区域区分の変更原案を丁寧かつ適切に作成できるよう、あらかじめ府の基本的な考え方を示すもの



3 対象の都市計画区域

- 府南部地域において区域区分を有する以下の5都市計画区域を対象とする。

- (1) 京都都市計画区域  
(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町、久御山町の一部(飛地)、八幡市の一部(飛地))
  - (2) 宇治都市計画区域  
(宇治市、城陽市、久御山町、井手町)
  - (3) 綴喜都市計画区域  
(八幡市、京田辺市)
  - (4) 相楽都市計画区域  
(木津川市、精華町)
  - (5) 南丹都市計画区域  
(龜岡市、南丹市)



